

災害時における物資の供給に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社霞ヶ浦工場（以下「乙」という。）とは、浦安市域で災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害対応に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の甲に対する物資の提供について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 災害時において、甲が物資を調達する必要があると認めるときは、甲は乙に対して物資の供給について協力を要請することができ、乙はこの要請に対して可能な範囲で協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請ができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボールベッド、段ボール間仕切り等の段ボール製品
- （2）その他乙が取り扱う製品

（物資の引き渡し）

第4条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所において、職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上引き渡しを受けるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙等が物資を運搬及び供給する際に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(物資等の費用)

第6条 乙が提供した物資の対価及び運搬費用等乙が物資の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 物資等の費用の請求及び支払いは、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協力体制)

第7条 乙は、物資の供給に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合には、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、甲乙がその都度協議として定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 3月 1日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
甲 浦安市
浦安市長 内田悦嗣

茨城県稲敷市釜井1737
乙 王子コンテナ株式会社 霞ヶ浦工場
工場長 奥田直樹